

【重度心身障害者医療給付事業見直し概要】

【現行制度】

【対象者】

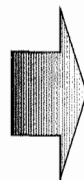
- ・ 重度身体障害者（児）
身障1～2級、内部障害3級
- ・ 重度知的障害者（児）
知能指数おおむね35以下
身障3級（内部障害を除く）の
場合はおおむね50以下

【自己負担】

初診時一部負担金	
医科	580円
歯科	510円
柔整	270円

【所得制限】

- ・ 特別障害者手当（扶）準拠



【改正内容】（変更点のみ）

【自己負担の見直し】

- ・ 1割負担の導入
月額上限 通院 12,000円
入院 40,200円
- ・ 3歳未満児及び市町村民税非課税
世帯は現行どおり据置
（初診時一部負担金のみ）

《世帯合算について》

- 1か月の自己負担については、老人保健法に準じて世帯合算を適用し、上限額は入院・通院合わせて40,200円となります。
- 世帯内に通院のみの受給者が複数いる場合についても、世帯の上限額は40,200円です。（この場合、一人の上限額は12,000円です。）
- 世帯合算については、重度心身障害者医療給付事業内でのみ合算の対象となり、他の医療給付事業（ひとり親等、乳幼児）と合算することはできません。

* お住まいの市町村により、対象範囲や自己負担額などが異なる場合があります。

* 札幌市の場合、通院の場合は、1診療科目（調剤も1診療科目となる）で3,000円を限度額としており各診療科目の合算額で道の限度額12,000円が適応される。なお、12,000円を超えて支払った場合は、還付手続きが必要となる。